

山口市中山間地域北部エリアのプロモーション動画制作業務委託仕様書

1. 業務名

山口市中山間地域北部エリアのプロモーション動画制作業務

2. 目的

山口市中山間地域北部エリア（徳地、阿東、仁保、小鯖の4地域）の魅力を伝えるプロモーション動画を制作し、山口市中山間地域北部エリアの認知度を高め、交流人口の拡大を促進する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年1月31日（月）までとする。

4. 業務の内容

山口市中山間地域北部エリア（徳地、阿東、仁保、小鯖の4地域）の魅力を伝えることで、市外の方々に山口市中山間地域北部エリアに訪れたいと思っただけの動画を制作する。

（制作した動画は、Y o u T u b e 山口市公式チャンネル「やまぐちゃんねる」、すむ住む山口ウェブサイト（山口市移住情報ウェブサイト）、道の駅、新山口駅南北自由通路の大型スクリーン、山口ケーブルテレビの市政番組、山口市公式ウェブサイト、山口市地域おこし協力隊のF a c e b o o k等で、市が放送・掲載する。）

映像による山口市中山間地域北部エリアへの交流人口の拡大を促進するための企画、構成立案、映像、画像を使用した動画制作、ナレーション作成、撮影、並びにこれらに付随する一式を業務内容とする。また、必要に応じてアニメーション作成及びイラスト作成を行うこととする。

5. 構成・規格等

- （1）市外の方々が山口市中山間地域北部エリアに魅力を感じ、訪れたいくなるような構成とする。
- （2）山口市中山間地域北部エリアの地域資源（観光地、特産品、壮大な景色など）やそれらを活用した取り組み等を含める。
- （3）動画の尺は2分45秒から3分15秒までとする。
- （4）画角は16：9とする。
- （5）使用映像は新規に撮影した映像を原則とする。ただし、季節や天候の影響等により撮影できなかった場合は、受託者自らが所有している映像や市などからの借用映像の使用も可とする。借用の手続きは受託者が行うこと。
- （6）使用楽曲は基本的に、日本音楽著作権協会 J A S R A C に申請加入している音源又はオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題がないようにすること。

- (7) 出演者は可能な限り山口市中山間地域北部エリアの住人を出演させるものとする。
必要に応じ、市が募集し、出演に当たっての日程調整をする。

6. 納品形態

MOV、MPEG4、MP4、AVI、WMVのいずれかのファイル形式の作品をDVDで2枚納品すること。

7. 納品場所

山口市地域生活部定住促進課

8. 諸権利

- (1) 著作権法第27条及び第28条の権利を含め、本業務に係るすべての著作権、版権の諸権利は市に帰属する。
(2) 完成した動画の著作権や所有権は市に帰属するものとする。

9. その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
(2) 個人情報については、山口市個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いを行うこと。
(3) 本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。
(4) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間終了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
(5) 市は、本仕様書の目的を達成するために必要な指示を出せるものとし、受託者はその指示に従うものとする。
(6) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行に当たって疑義が生じた場合については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。
(7) 市が制作する市政番組（山口ケーブルテレビジョン）でメイキングの様子や本編を放送するために、撮影の様子を撮影する場合は、承諾するものとする。